

令和3年9月24日

保護者の皆さまへ

西原町立西原東中学校
校長 親泊 正幸
(公印省略)

10月1日(金)からの部活動制限の緩和について

本県は緊急事態宣言を9月30日(木)までとし、本町でも児童生徒の安全確保と同時に、感染症防止対策を講じた上で、子どもたちの活躍の場を確保することも踏まえ、県の方針に準じて部活動を制限しているところであります。

町立小中学校の児童生徒の感染状況(令和3年4月1日～9月21日現在)は9割が家庭内感染、残りの1割は学校外施設や感染経路不明等であり、児童生徒間の感染は感染症対策の不備を要因とする少数であります。これらの状況を踏まえ、感染症対策を講じた上で、下記の通り部活動制限を緩和します。つきましては、保護者のご理解・ご協力の下、部活動を再開いたします。宜しく申し上げます。

記

1 10月1日(金)から部活動を再開する

- (1) 平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内、必要な人数での練習とする。
 - ・ミーティングや清掃・片づけ等の際は、不織布マスクを着用するなど感染症対策を講じる。
 - ・練習試合や合同練習、遠征・合宿等は行わないこととする。
 - ・出席停止、学級・学年閉鎖等に該当する児童生徒は解除されるまで、部活動の練習に参加できない。
- (2) 大会参加についての確認事項
 - ・陽性または濃厚接触者となった選手・職員(スポーツ少年団等指導者)については、保健所が指定する解除日まで、大会に参加はできない。
 - ・出席停止、学級・学年閉鎖等に該当する児童生徒で、接触者とされなかった児童生徒は、その保護者と感染症対策について相談した上で、大会の参加も認める。しかし、その児童生徒は学級閉鎖等が解除されない限り、部活動の練習に参加できない。

2 練習参加について

- (1) 部活動開始前から、保護者と連携し日々の検温、健康観察を徹底すること。
- (2) 当該児童生徒と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- (3) 部室・着替え室等では消毒・時間差で使用する等、感染症対策を講じること。
- (4) 部室・更衣室・下校時等での飲食をしないこと。

3 緊急事態宣言解除後の部活動について

当面は本文書の通りとする。変更等については、県の動向を踏まえ判断するものとする。